

トリニダード・トバゴの入国規制措置（５月３１日更新）

トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス対策として６月１日以降の同国の入国規制措置を、以下のとおりとする旨発表しました。なお、今次更新により、入国の際に必要とされていた渡航許可証（TTravel Pass）の申請要件が無くなる等の変更がなされています。

１ 全ての渡航者は、トリニダード・トバゴ入国前４８時間以内に受けた新型コロナウイルスPCR検査、または、医療機関承認済みの抗原検査の陰性証明書を提出する必要がある。

２ 新型コロナウイルス検査陰性結果を提示しない乗客については、到着後に費用自己負担による政府管理の検疫措置が課され、検疫中に受けたPCR検査、または、医療機関承認済みの抗原検査の陰性結果の提出により検疫措置が解除となる。

３ 最新の公衆衛生規則、手洗い、社会的距離、マスク着用を遵守すること。

【参考】

トリニダード・トバゴ政府ホームページ

<https://health.gov.tt/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991/628-5992

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。